

りそな企業年金基金（以下当基金）は、年金資金の運用を運用機関へ委託している「資産保有者としての機関投資家」（以下、「アセットオーナー」という。）として、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を受け入れることを表明します。

当基金は、「資産運用者としての機関投資家」である運用機関に対し、投資先企業やその事業環境に関する深い理解のほか、運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、当基金受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る行動を行うことを要請します。

コードの各原則にかかる当基金の方針は以下の通りです。

（原則 1）機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は年金資金の運用を運用機関へ委託しているため、運用機関に対し、「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れと、それに基づく実効的な活動を行うことを求めます。

（原則 2）機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、投資先の選定や議決権行使を自ら行わないため、運用機関に対し、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、対応方針の策定、公表と、その遵守を求めます。

（原則 3）機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当基金は投資先企業の選定を運用機関へ委託しているため、運用機関に対し、投資先企業の状況を的確に把握することを求めます。

（原則 4）機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当基金は、資産保有者としての機関投資家として、運用機関に対し、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めることを求めます。

サステナビリティを巡る課題に関する対話に当たっては、中長期的な企業価値向上や、企業の持続的成長に結び付くものになるよう意識することを求めます。

（原則 5）機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当基金は、議決権行使を自ら行わないため、運用機関に対し、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を定めること、及び、議決権行使結果について公表することを求めます。

（原則 6）機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当基金はスチュワードシップ責任を運用機関へのモニタリングを通じて行うため、運用機関に対し、本原則の実施状況や、実施状況に対する自己評価を、当基金へ定期的に報告することを求めます。当基金は、その結果を確認し、当基金の受益者へ定期的に報告します。

（原則 7）機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当基金は運用機関に対し、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか、サステナビリティを考慮し、当該企業との対話や、適切なスチュワードシップ活動を行うための実力を備えることを求めます。また、当基金は運用機関のスチュワードシップ活動が、より適切なものとなるよう取り組んでまいります。

（原則 8）機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

当基金は機関投資家向けサービス提供者に対し、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めることを求めます。

以上